

甲国人男 X は、甲国籍と日本国籍を有する女 A と甲国において夫婦同然の共同生活を続けていた。A は婚姻することを望んでいたが、X はそれを拒み続けた。そのうちに A は C を懐胎し、これを機に、X に無断で、X との婚姻届書を甲国から日本に郵送して受理された。A は C を出産すると、X に C を認知するよう迫ったが、X はこれを拒否し、A を疎んで別居を始めた。そこで、A は仕方なく C を連れて日本に帰国した。それから 1 年経ち、X は、甲国内で日本人女 B と知り合って仲良くなり、B と婚姻することにした。ところが、その段になって、既に日本において A との婚姻届がなされていることを知った。そこで、X は、A との婚姻の無効確認を請求して、A を相手取って日本で訴え(「本件訴訟」)を提起した。以上の状況の下で、次の各小問に答えなさい。なお、各小問は、互いに独立しているものとする。また、各小問の解答において、反致の検討は要しない。

(1) 本件訴訟において、X の請求が認められるか論ぜよ。日本法上は、いずれかの当事者の届出意思を欠く婚姻届によりなされた婚姻は無効であるとする。他方、甲国法上は、婚姻の方式は、甲国の市役所における儀式である。そのため、甲国法は、いずれかの当事者の届出意思を欠く婚姻届によりなされた婚姻の有効性についての規律を有していない。(期末試験総点 80 点中 25 点)

(2) 本件訴訟において、X の請求が棄却されたものとする。そして、X と A の婚姻は、届書が受理された時点で成立したものとする。これを受けて、X は、A と協議により離婚し、それを日本において届け出た。甲国法の下では、協議離婚が認められているが、離婚届出の前に甲国家庭法院において離婚意思(婚姻関係の解消を欲する意思)の確認を受けることが必須とされており、これを欠くと離婚は無効である。X と A は、日本での離婚届に先立って、甲国家庭法院の意思確認を受けていない。両者の離婚は、これを理由として日本から見て無効となるか。(期末試験総点 80 点中 15 点)

(3) 本件訴訟において、X の請求が認められたものとする。そこで、X は、B との婚姻を日本で届け出た。甲国法の下では、婚姻の方式は、甲国の市役所における届出となっている。また、甲国に常居所を有する甲国人は、外国人と婚姻をしようとする場合は、婚姻届の前提として、在住する市の市役所において面接を受けることが要件とされており、これを欠くと婚姻は無効とされている。これは、実質的婚姻意思(社会通念上夫婦であると認められる関係の設定を欲する意思)の確認を行うためであり、在留許可の取得を目的とした偽装婚姻の増加に対処するために甲国法に導入された要件である。X と B は、日本での婚姻届に先立って、甲国の市役所において面接を受けていない。これにより、日本から見て、両者の婚姻は無効となるか。(期末試験総点 80 点中 10 点)

(4) 本件訴訟において、X の請求が棄却されたものとする。そして、X と A の婚姻は、届書が受理された時点で成立したものとする。C は、婚姻届受理から 90 日目に出産し、日本国籍を取得した。X は、B とともに羽振りよく暮らしているが、A と C の生活は困窮してきたため、A は、X を相手取って、日本で審判を申し立て、婚姻費用の分担と C の養育費を請求した。それぞれの請求につき、準拠法は何国法となるか。なお、甲国法の下では、婚姻成立の日から 50 日を経過した後に生まれた子は夫婦の嫡出子として推定され、それを覆すには嫡出否認の訴えを提起しなければならないことになっている。本小問の解答においては、「子に対する扶養義務の準拠法に関する 1956 年条約」の検討は要しない。(期末試験総点 80 点中 30 点)